

平成31年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成31年4月25日 午後1時30分から
場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第12号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・計画」(案)
について

議案第13号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案) について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので平成31年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、5番野崎健一委員と6番今井正委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第10号1番を朗読・説明》

書記 議案第10号1番は、神奈川県による不動川の河川改修工事に伴う仮設工事用地と付近住民のための仮設駐車場として農地の一部を一時転用するもので、転用期間が4ヶ月の賃借権設定となります。

申請地は、住宅に囲まれた市街化調整区域の畑ですが、工事の性質上、できるだけ工事現場の近くに仮設工事用地を設置することが望ましいことから当該農地を借りることになりました。

利用計画は、当該農地に鉄板を敷いて仮囲いをし、事務所の設置や重機置場等の置場、工事により出入りができなくなる付近住民の10台分の駐車場を仮設します。また、雨水排水処理や重機の排気ガス対策などに関しては隣接農地に影響を及ぼさないような被害防除計画となっています。そして、工事終了後は速やかに鉄板及び仮囲いを撤去して農地に復元することになっています。

なお、4月12日に西方会長職務代理者と生沢地区担当の竹内委員及び事務局2名

で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第10号1番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第10号1番の農地について、4月12日に西方面長職務代理者と私及び事務局2名で現地確認を行いました。不動川沿いの農地の一部を公共工事のために一時転用することですが、計画もしっかりしており、当該農地及び周辺農地等への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。当該農地や隣接農地等には影響はないとのことですが、

ただ今の議案第10号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 転用期間は4ヶ月ということですが、許可期間の延長はできるのですか。

書記 一時転用は最長3年間までとなっているため、自然災害等で工事が遅れそうな場合は再度一時転用許可を取ることも可能です。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第10号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第10号1番は原案とおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 では次に議題第11号「農用地利用集積計画書の決定について」を審議いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第11号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書2ページと3ページを、場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

大磯町長より平成31年4月2日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第11号1番を朗読・説明》

書記 議案第11号1番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、地元の農家がマコモタケの栽培をするために非農家の水田を借りているもので、今回で2回目の更新となります。マコモタケは水田の耕作放棄地対策として農業委員会が試験栽培を始めたもので、現在は西小磯の農家が中心となって栽培を行い、大磯町の特産物として農協等に出荷しています。

なお、4月12日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第11号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第11号1番の農地について、4月12日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、西小磯の構造改善地域にある水田で、今後もマコモタケの栽培の普及により水田の遊休化防止と農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、今後も農地の遊休化防止と農業振興が図られるとのことでした。

では議案第11号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 かなりの面積を借りていますが賃借料は取らないということですか。

書記 農地所有者は非農家ですので、農地を耕作していただけるなら使用貸借でよいとのことでした。

委員 マコモタケは農協に出荷しているのか。

書記 駅前の農産物販売店や農協のあさつゆ広場などに出荷しています。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第11号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第11号1番は原案とおりの決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは次に、議案第12号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第12号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」をご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の4ページから11ページをご覧ください。

事務局 《議案第12号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき作成しました。「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑にはいりません。意見のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので、議案第12号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 賛成者全員により、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第13号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第13号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書12ページから14ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第13号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので、議案第13号について、決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定事項とすることに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書15ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号を朗読》

書記 報告第1号の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 農地区分の欄にある白地とは何のことですか。

書記 農業振興地域内の農地には農振農用地とそうでない農地がありますが、昔の農業振興地域の台帳では農振農用地は青色に塗られていて、そうでない農地は何も塗られていなかったことから、農振農用地を青地、そうでない農地を白地と呼んでいましたので、今でも農業振興地域内の農振農用地でない農地のことを白地といいます。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書16ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページと4ページをご覧ください。

事務局

《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号1番と2番を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成31年第4回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分)